

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな制度の重要事項」に対する意見募集について

意見提出シート (E-mail用)

送付先	東京都 環境局 都市地球環境部 計画調整課 E-mail:keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp
-----	--

お寄せいただいたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表する場合があります。

氏名	理事長 白川 功	
職業 (所属団体名)	日本データセンター協会 (NPO法人申請中)	
連絡先	電話	03-5369-8738
	E-mail	info@jdcc.or.jp

意見①	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	6
<p>「所有者以外に義務を負うことが出来る者」の「その他の主要テナント事業者」の定義について、対象事業所の全排出量に対してある一定のCO2排出割合を占めているテナント事業者(例えば10%等)を明示し、基準値を明確にしたほうがよいと考えます。また、「テナント」の定義にハウジング利用者が含まれることを明確にすべく、東京都殿と共に検討させていただきたいと考えます。</p> <p>理由: テナントに対して、その排出量規制の責任所在があることを明確にすることにより、事業所の所有者と、テナント事業者が一体となった、効果的なCO2削減対策を取ることができるものと考えられます。</p>				

意見②	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	9
<p>「取引に利用できる削減量の換算」にて記述されている1.5倍という数値は2倍以上がよいと考えます。</p> <p>理由: 現状、再生可能エネルギーの調達コストは、他の場合における電気料金よりも2倍以上もかかっております。したがって、より効果的な再生利用エネルギーの利用が促進されるためには、2倍以上の設定値にすることが好ましいと考えます。</p>				

意見③	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	12
<p>「削減量を認める都外の事業所」の定義のうち、「本制度の対象規模以上の事業所のうち、事業所の規模、用途等について知事が別に定める要件を満たす事業所」の要件の一つとしてデータセンターを含めて頂きたいと考えます。また、同一法人内のみならず、グループ企業内も含めた削減量の付け替えが可能となる仕組みを整えていただきたいと考えます。</p> <p>理由: データセンター事業者の多くは都外での事業所も展開しており、狭隘な都心の事業所に対し、その立地や気候を生かした、より効果的な削減を達成しております。その都外での削減努力も考慮し、我が</p>				

意見④	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	13
<p>「環境価値を認める再生可能エネルギー」の定義を、太陽光、風力、バイオマス、地熱に限定せず、排熱利用等エネルギーの利活用や、今後開発される新技術を含め、CO2排出が削減されるものと広義に解釈すべきと考えます。</p> <p>理由: データセンターは、排熱の利用等により大幅なCO2削減の可能性があります。また、新環境テクノロジーの採用によるCO2の削減に積極的に取り組むことを推進するために必要と考えます。</p>				

意見⑤	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	15
<p>「削減義務率」において、データセンターは区分Ⅱに含めるものと考えます。</p> <p>理由： データセンターは通常のオフィスと異なり、サーバー機器の集約化により効率性を高めた、ITサービスにおける機械集約型の基盤設備であり、工業施設、上下水道設備、廃棄物処理設備と同様な社会インフラ基盤と位置づけられます。ITにより他の産業のCO2を削減させる効果からみても、その基盤整備は促進されるべきであり、東京が今後とも、金融、ビジネス、情報発信のための首都であるためにも、重要な情報基盤設備として位置づけられるものであり、社会インフラとして区分Ⅱに含めるべきと考えます。</p>				

意見⑥	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	17
<p>「事業所の一部の用途が変更され、その変更された部分における排出量の増減量として都の定める指標により算定される値」および「生産物、処理物、サービス等の量、種類又は質を変更するために設備が増減し、その増減した設備における排出量の増減量として適切と認められる方法により算定される値」については、データセンター事業を想定した指標および算出方法について、「基準排出量の10%以上」という数値も含め、東京都と当協会及び情報サービス産業協会等との間で共に検討させていただきたいと考えます。</p>				

意見⑦	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	18
<p>「基準排出量の変更方法」についても、データセンター事業を想定した算出方法について、当協会と東京都との間で共に検討させていただきたいと考えます。</p> <p>理由： 17項と同様適切な方法が設定されるよう協議の場を設けていただきたいと考えています。</p>				

意見⑧	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	20
<p>「技術管理者の要件」の定義について、その要件基準を緩和すべきと考えます。</p> <p>理由： 中小のデータセンター事業者においては、要件にあるような国家資格を有する人材の確保が困難と考えられます。例として、省エネ法で定めるエネルギー管理員も資格として含んでもよいかと考えます。</p>				

意見⑨	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	21
<p>「延床面積にかかわらず、特に使用エネルギー量が大きいと知事が認める事業者」の定義において、基準値を定めていただきたいと考えます。</p> <p>理由： 他の事業と比較すると、ほとんどのデータセンターが「特に使用エネルギーが大きい」に指定されることが想定され、事業所としての体制作りを明確にするためにも、基準値は必要と考えます。</p>				

意見⑩	制度	第3 地域におけるエネルギー有効利用計画制度	事項番号	2
<p>「省エネルギー性能目標値の設定の適用対象」からデータセンターは除くものと考えます。</p> <p>理由： データセンター事業の特異性と社会インフラとしての位置づけを考慮し、工場と同等に扱われるべきと考えるからです。</p>				